

世界気候エネルギー首長誓約

よくある質問

この文書では、CDP-ICLEI統一報告システムを通じて世界気候エネルギー首長誓約に報告する自治体に関する情報を示します。

目次

一般的なよくある質問:	2
世界気候エネルギー首長誓約とは?	2
地域や国の誓約とは?	2
世界首長誓約に報告する理由は?	3
GCoMバッジとは?	4
報告特有のよくある質問:	5
共通報告枠組み(CRF)はどのように統一報告システムにどのように結び付いているか?	5
ガイダンスノートとは?	5
自治体のデータはCRFの要件に対してどのように検証されますか?	6
自治体はどのくらいの頻度でGCoMにデータを報告する必要がありますか?	6
自治体は毎年、質問書に誓約書を添付する必要がありますか?	6
CRFとGPCインベントリの違いは?	7
自治体はどこでエネルギー生成からの温室効果ガス排出量を報告する必要がありますか?	7
自治体はどこでエネルギー生成に使用される廃棄物からの排出量を報告する必要がありますか?..	8
エネルギーアクセスバッジとは何か、そして自治体はその詳細をいつ受け取るのか?	8
自治体はどのくらいの頻度で全く新しいインベントリを作成する必要がありますか?	8
モニタリングレポートとは具体的にどのようなものか、そして自治体はどのように報告するのか?	9
GCoM以外のどのようなデータをCDP-ICLEI統一報告システムに報告する必要がありますか?.....	10
CDP-ICLEI統一報告システムを通じたアクセスまたは報告の支援が必要な場合、どこに問い合わせできますか?	10
情報源	10
外部情報源	10
問い合わせ先	10
付録1: GPCに対するCRF排出源のマッピング	11



一般的なよくある質問:

世界気候エネルギー首長誓約とは?

世界気候エネルギー首長誓約(GCoM)は、気候変動と戦うための自発的行動の支援と、レジリエントな低排出社会への移行の長期的構想を共有する10,000以上の都市や地方自治体の世界的連合を統合した、自治体の気候リーダーシップに関する最大の同盟です。気候野心とソリューションに関する国連事務総長特使、Michael R. Bloombergと欧州共同体執行副社長、Frans Timmermansに率いられる同盟は、9億5,000万人、世界人口の12%以上を代表する6つの大陸と141の国にわたる都市から構成されています。地方自治体は次のことを行うために、政策を実行し、措置を行うことをGCoM誓約に対して誓いました: (i)温室効果ガス排出量を削減/制限する、(ii)気候変動の影響に対して準備する、(iii)持続可能なエネルギーへのアクセスを拡大する、および(iv)これらの目標に向けた進捗を追跡する。さらに、関係する地域ステークホルダーの支援を受けるGCoM自治体はつながって、知識とアイデアを交換します。

2016年6月、Bloomberg Philanthropiesと欧州委員会は世界気候エネルギー首長誓約(Global Covenant of Mayors for Climate & Energy)を作るために首長誓約(Covenant of Mayors)を気候変動政策首長誓約(Compact of Mayors)と統合しました。統合前に首長誓約(Covenant of Mayors)または気候変動政策首長誓約(Compact of Mayors)のいずれかに誓約を行った地方自治体は、世界気候エネルギー首長誓約(Global Covenant of Mayors for Climate & Energy)やその関連する地域/国の誓約が存在する場合にはそれに対する署名者と自動的に見なされます。詳細については、[ここをクリックしてください](#)。

地域や国の誓約とは?

GCoMの地域や国の誓約は、自治体の気候行動を加速するのを支援するために、地方、国、地域レベルでステークホルダーを集め、奨励し、励まします。地方の専門知識と能力を基礎とした地域と国の誓約は、自治体向けの技術的支援計画の作成を監督し、共通報告枠組み(CRF)を地域全体で実施するようにして、同盟に参加するようにあらゆる規模の自治体を募集します。これらの指令に不可欠なことは、世界的に首尾一貫したGCoM戦略を地域の現実に合わせ、地域の優先事項と国の優先事項と一致する効果的な計画立案、実践、評価を確保する取り組みです。

各地域または国の盟約は、GCoMの使命と構想の実践を支援し、貢献する自治体のネットワークやパートナーから構成されます。最新の[地域/国盟約](#)のリストには以下を含みます:

- 東アジア
- 東欧および中央アジア

- 欧州連合および西欧
- 日本
- 大韓民国
- 中南米
- 中東および北アフリカ
- 北米 - 米国
- 北米 - カナダ
- オセアニア
- カリブ諸国
- 南アジア
- 東南アジア
- サハラ以南のアフリカ

世界首長誓約に報告する理由は？

GCoMイニシアチブに誓約した自治体は、同盟の目的達成の進捗を監視する定期報告によって重要な気候データをGCoMに公開することに同意します。以下のGCoM公認報告プラットフォームのいずれかを通じて報告を行うことができます:

- ▼ [CDP-ICLEI統一報告システム](#)(ICLEIのcarbonnClimate Registry (cCR)とCDPのプラットフォームを合理化した)
- ▼ 欧州首長誓約プラットフォーム、GCoM欧州自治体向け[My Covenant](#)。

GCoM誓約自治体向けのCDP-ICLEI統一報告システムを通じてデータを開示することの恩恵:

1. バッジと進捗の表彰:署名者の進捗を表彰するために、GCoM同盟は共通報告枠組みの3本の柱(緩和、適応、エネルギーへのアクセス)を中心に整理されたバッジを発行します¹。GCoMウェブサイトを通じて各自治体のプロフィールに表示されるこれらのバッジは、GCoMの活動を通じた地方自治体の成果を強調するのに役立ち、報告の取り組みを通じて一意的に獲得されます。
2. 集約とアドボカシー:世界中の10,000以上の都市や地方自治体によって報告された公開データを活用するGCoM事務局は、地球規模で自治体が見込みを強調した年次集約レポートを編集、発行します。
3. 統合質問書:1つの質問書に回答することで、自治体はCDPとGCoM両方に報告し、両方のイニシアチブに報告することの恩恵(例えば、世界的な露出、Cities Analyticsの利用)を受けることができます。
4. 公開で報告したデータはICLEIのcarbonn Climate Registryと自動的に共有されます。

¹ GCoMは現在、CRFの「エネルギーへのアクセス」に関する柱を作成しています。現在のところこの柱に関する枠組みやガイダンスはないため、自治体のプロフィールページでは灰色表示されています。この柱は、2021年末までに完成し、2022年までに使用可能になる予定です。

5. ICLEIはこのデータを研究・解析活動の情報源として活用し、高いレベルの政治的アドボカシー活動を通じて、国際的な舞台で地方自治体を代表していきます。

あなたの自治体はGCoMに対してまだ誓約していませんか?報告自治体にとってGCoMに対して誓約することの利益をこちらに示します:

1. 自治体は、世界首長誓約に対して誓約し、CDP-ICLEI統一報告システムを通じてその進捗を報告することで、リーダーシップを示すことができます。GCoMイニシアチブに参加する方法の詳細については、[この文書をご確認ください](#)。

GCoMは自治体に以下のことを提供します:

- a. 自治体の気候リーダーシップに関する最大の世界的同盟に参加する機会
- b. 協力、知識交換、人脈作りの機会
- c. 政府やセクターのいくつかのレベルにわたる協力の支援
- d. 各々の事情に合わせた支援
- e. 10,000以上の都市や地方自治体の代わりに話す世界的レベルでの統一した声

GCoMは自治体に以下のことを提案します:

- a. 気候行動を加速させ、実施に対する障壁を減らすのに役立つ報告要件、ガイドランス、およびツール
 - b. 技術支援と能力開発
 - c. 大規模にソリューションを支援する世界的パートナーシップ
 - d. 世界的アドボカシーとコミュニケーションキャンペーン
 - e. 動員、自治体気候行動への新規投資
 - f. 協調的戦略とガバナンス
2. 統合質問書: 1つの質問書に回答することで、自治体はCDP-ICLEIとGCoM両方に報告し、両方のイニシアチブに報告することの恩恵(例えば、世界的な露出、Cities Analyticsの利用)を受けることができます。

GCoMバッジとは?

GCoMは、GCoMの活動を通じて署名者によって行われる取り組みと進捗を表彰するために一連のバッジを定義しました。バッジはGCoMの3本の柱(緩和、適応、エネルギーへのアクセス)を中心に構築され、それぞれがさらに、下記の図1のプログレスバーとして示される3段階に分類されます。

バッジは、公式GCoM報告プラットフォームのいずれかでGCoM自治体によって報告される情報に従って発酵されます。

各自治体の進捗は、GCoMウェブサイトのオンラインプロフィール([自治体ダッシュボード](#))で視覚的に表彰されます。自治体がある段階で準拠を達成するとすぐに、各バッジが点灯します。バッジは地域誓約のウェブサイトにも表示される場合があります。

バッジは、GCoMイニシアチブへの自治体の参加のさまざまな段階内での達成感と前進している感覚を与えることを目的としています。バッジは自治体を機会、リソース、そして同じ段階またはプロセスに携わる自治体とつなげることもできます。

GCoMは、GCoM署名者によって報告されたデータの分析を通じて全体の進捗と予測を強調した年次集約報告書も編集します。この報告書は、次のさまざまな目的のための集約された地方気候行動の結果を示します:UNFCCCプロセス、通信資産、自治体レベルでの気候行動の認知度の向上など。



図1:GCoMウェブサイトを示すように、GCoM共通報告枠組みの柱と段階。

GCoMは現在、CRFの「エネルギーへのアクセス」に関する柱を作成しています。現在のところこの柱に関する枠組みやガイダンスはないため、自治体のプロフィールページでは灰色表示されています。この柱は、2021年末までに完成し、2022年までに使用可能になる予定です。

バッジの獲得と検証規則についての詳細報告ガイダンスについては、[この文書](#)と[この図解](#)を確認してください。

報告特有のよくある質問:

共通報告枠組み(CRF)はどのように統一報告システムにどのように結び付いているか?

CDP-ICLEI統一報告システムはCRFと関連する変更点を完全に統合します。このことは、CRFによって求められたデータポイントをシステムを通じて報告できることを意味します。

ガイダンスノートとは?

[ガイダンスノート](#)は、枠組みとその適用性の詳細説明の目的で[元のCRF](#)を伴います。CRFによって示される要件と推奨事項を理解し、正しく解釈するのに役立つ実例と参考情報を提供します。

ガイダンスノートはCRFを補完しますが、方法のガイドブックではありません。さまざまな情報源から存在する入手可能なガイダンス資料を置き換えるわけではありません。ガイダンスノートは、これらの広範囲のリソースとツールに対する参考情報を提供し、自治体がCRFの要件を満たすのをどのように支援できるかを示します([ガイダンスノート](#)の付録3をご覧ください)。

ガイダンスノートがCRFとは異なる場合があります。すなわち、元の文書と比較して追加要件または除外要件があります。この場合、ガイダンスノートは元のCRF文書に優先します。

自治体のデータはCRFの要件に対してどのように検証されますか？

自治体がCDP-ICLEI統一報告システムを通じてデータを提出した時点で、質問書の回答はCRFの要件に対して検証されます。

自治体は、データを改善するための総合的なフィードバックや推奨事項を含むCDPまたはICLEIからの準拠結果が記載された電子メールを受け取ります。CRFのすべての関連する要件を満たした時点で、準拠が達成されます。自治体には、受け取ったフィードバックに基づいて回答を修正する機会が設けられ、CDPまたはICLEIからの個別連絡による支援を求めることができます。

自治体は、準拠のために求められる質問書内のデータポイントの入力に早速進むことができます。メインユーザーは2021年の回答に修正を加えることができます。あなたの自治体の[アカウント](#)にログインし、シティ2021ブロックの[提出内容を修正]をクリックしてください。[シティユーザーガイド](#)には詳細説明がございます。

修正内容はレビューされ、最終準拠結果が記載された電子メールが自治体に送信されます。自治体のデータは、それぞれの地域/国の誓約と共有されます。この地域/国の誓約が獲得されたバッジを授与するために世界気候エネルギー首長誓約に代わって公式連絡を送信します。これらのバッジは、世界首長誓約ウェブサイトの自治体のプロフィールにも表示されます。

[欧州首長誓約\(European Covenant of Mayors\)](#)と[Covenant of Mayors East](#)の対象国に所在する都市と地方自治体は、[EU共同研究センター\(JRC\)](#)によって行われるより詳細な第2レベルの検証を受けます。第2レベルのバリデーションについての詳細は、地域ヘルプデスクにお問い合わせください。

自治体はどのくらいの頻度でGCoMにデータを報告する必要がありますか？

自治体がバッジ段階のいずれかでの準拠を達成した時点で、隔年で(すなわち、1年おきに)進捗を報告する必要があります。これがいわゆる、[CRFガイダンスノート](#)でモニタリングレポートと呼ぶ内容です(詳細については、64ページを参照してください)。

CDP-ICLEI統一報告システムでは、自治体は1年ごとに進捗を報告することを強く勧めています。1年ごとに報告することは、1年ごとに進捗に関するフィードバックを自治体が受け取り、Cities Analyticsにアクセスできることを意味し、データが[CDPオープンデータポータル](#)で更新されるようにします。さらに、前年に報告したデータをコピーできるようにすることで報告処理を簡素化する「コピー」機能からの恩恵を受けることを自治体が希望する場合、前年の回答のみがコピーされるため、毎年報告することが不可欠です。

自治体は毎年、質問書に誓約書を添付する必要がありますか？

自治体は、それぞれの地域誓約に以前提出していない場合にのみ、質問0.2に署名した誓約書を添付することが求められます。

CRFとGPCインベントリの違いは?

CRFは、自治体が環境データを報告するための標準的な枠組みです。自治体がどのような情報と詳細のレベルをインベントリに含める必要があるかを巡った一連の要件と推奨事項を含みます。

CRFは、いずれの方法でもインベントリを作成する柔軟性を提供します。CRFで要点が述べられたすべての必須情報が記入さえすれば(詳細は、[CRFガイダンスノート](#)を参照してください)、自治体はGPCのプロトコルまたはその他のプロトコルに従いながら、インベントリを作成することができます。

GPCプロトコルはCRFと連携しています。GPCインベントリを用いる自治体の場合、[付録1:本文書の最後にあるGPCへのCRF排出源のマッピング](#)を、CRFにGPCサブセクターをマッピングし、すべての排出源を含めるように使用できます。エネルギー生成セクターの詳細については下記を参照してください。これには、CRFでの追加細分化要件があります。

CRF形式で報告する場合、GPCインベントリで使用される注釈記号も使用できます。しかし、CRFで求められる必須サブセクターには注釈記号NE(推定されていない)を使用できないことにご注意ください。

温室効果ガス排出量インベントリのすべてのコピーを添付することに加えて、要約排出量(質問4.6a)のほか、活動データや排出係数(添付書類内の質問4.5または4.15)を含み、GCoM自治体は質問書でCRFの形式で排出量を報告することが求められます。CRFのすべての要件を満たすようにするために、[CRFガイダンスノート](#)全体を参照することをお勧めします。

この裏付け添付書類は、GPC、IPCC、またはその他の関連する方法でも構いません。

自治体はどこでエネルギー生成からの温室効果ガス排出量を報告する必要がありますか?

CRFでは、自治体境界内の施設にほか、自治体境界外の地方自治体が所有する施設による供給網で供給されるエネルギーからのすべての温室効果ガス排出量を自治体が報告することを求めます。

自治体はこのサブセクターを以下の内容別にさらに細分化する必要があります:

- ▼ 電力のみの生成
- ▼ 熱/冷却のみの生成
- ▼ 熱電併給(CHP)生成(冷却、熱、および電力の併給、CCHPを含む)

この細分化は、質問書の質問4.6aのCRF形式のインベントリ表に統合されます。

さらに、二重計上を避けるために、これらの排出量が温室効果ガス排出量インベントリ表に含まれないことが重要です。

GPCインベントリを作成する場合、エネルギー生成からの温室効果ガス排出量はサブセクターI.4.4の下で報告されます。このサブセクターはCIRISツールに既に含まれており、ツールでは温室効果ガス排出量を合計から除外しているはずですが、しかし、CIRISまたはその他の公開されているツールでは現在のところ詳細のレベルは自動的に記入されないため、上記カテゴリー別に排出量を確実に細分化する必要があります。

自治体はどこでエネルギー生成に使用される廃棄物からの排出量を報告する必要がありますか？

エネルギー生成のための廃棄物の使用を発生源とする排出量(廃棄物廃棄や処理の副産物を含む)はエネルギー関連排出量と見なされます。そのため、定置型エネルギーの下で報告する必要があります。廃棄物セクターの関連するセクターで注釈記号IEを使用する必要があります。そして、それらがどこに含まれたかを説明するコメントを記入する必要があります。

- ▼ 生成されたエネルギーが供給網に接続されていないが、現地で使用される場合、必要に応じて燃料燃焼またはスコープ1と同様に、これを直接排出量として報告する必要があります。
- ▼ 生成されたエネルギーが供給網に供給される場合、これを間接排出量として報告する必要があります。

さらに、排出量をインベントリのエネルギー生成セクションで開示する必要があります(上記の質問をご覧ください)。

エネルギーアクセスバッジとは何か、そして自治体はその詳細をいつ受け取るのか？

2021年には、GCoM共通報告枠組みのエネルギーアクセスおよび貧困削減の柱(EAPP)に関連する広範なプレビューとして、質問8.4と質問8.5が選択されます。2022年には、エネルギーアクセス/貧困削減の支柱に関する質問の全てがこの質問書に含まれます。これら2つの質問に対するあなたの報告は、将来的に報告および検証ガイダンスを具体化するのに役立ちます。定義され、正式に採用されればすぐに(2021年後半の予定)、EAPPに関する詳細がガイダンスノートに追加されます。

その間、エネルギーアクセスバッジと段階は図1のようにGCoMプロフィールで「淡色表示」されたままになります。

自治体はどのくらいの頻度で全く新しいインベントリを作成する必要がありますか？

自治体がインベントリに関する準拠を達成するすぐに、モニタリング段階に到達しています。これ以降、CDP-ICLEI統一報告システムに排出量に関して少なくとも4年ごとに報告する必要があります。

インベントリを報告する場合、以下の2つの日付が重要です:

温室効果ガスインベントリの**算定年**は、数値の計算に使用されるデータ(すなわち、活動データと排出例数)を収集した年です。

温室効果ガスインベントリの**報告年**は、完全なインベントリ自体をCDP-ICLEI統一報告システムに提出する(すなわち、報告する)年です

ここ4年以内の自治体の最初のインベントリと統計記録を見つけることが困難な場合を除いて、インベントリの算定年は報告年の4年以内である必要があります(すなわち、2021年にインベントリを報告する場合、算定年は2017年より前であってははいけません)。したがって、下記の表1のように自治体は4年毎にインベントリを更新する必要があります。自治体が温室効果ガスインベントリを更新するためにデータを利用できるスケジュールに基づいて、2019年以降この要件が変更されたことにご注意ください。それでも、より短い期間でインベントリを既に入手可能な自治体は報告するよう強くお勧めします。

最新のインベントリ以降、温室効果ガス排出量に大きな変更がなかった場合、自治体は以前のインベントリデータを簡単に更新できます。これには、変化したサブセクターを再計算し、残りをそのままにすること、あるいは法管轄区域の変更(例えば、人口)に基づいた計算の更新を含む場合があります。

インベントリ算定 年	インベントリ報告年			
	2020	2021	2022	2023
2016				
2017				
2018				
2019				
2020				
2021				
2022				

 この報告年に対してインベントリは有効です  この報告年に対してインベントリは有効ではありません

表1:インベントリ報告年に対して認められる算定年。インベントリの算定年は報告年の4年以内である必要があります。

モニタリングレポートとは具体的にどのようなものか、そして自治体はどのように報告するのか?

自治体がバッジ段階のいずれかでの準拠を達成した時点で、隔年で(すなわち、1年おきに)に進捗を報告する必要があります。計画で概要が示された対策と行動に対して、そして設定された定性的目標と定量的目標の達成に向けて行われた進捗を自治体はモニタリングする必要があります。

自治体は以下の関連情報を更新することが求められます:

- ▼ 自治体についての基本情報(人口、場所、市長など)。
- ▼ イニシアチブに従って設定された定性的目標と定量的目標。
- ▼ GCoMによって対象とされるセクターの温室効果ガス排出量と、インベントリに関連する主要な方法に関する情報の要約。詳細については、上記の質問をご覧ください。
- ▼ 気候リスクと脆弱性の評価の主な結果。行われた最新の評価に従った変更または更新がない場合、以前報告した評価結果と情報を確認する必要があります。
- ▼ 主要な行動の説明を含む、行動計画の要約。

GCoM以外のどのようなデータをCDP-ICLEI統一報告システムに報告する必要がありますか？

2021シティ質問書には、その他のイニシアチブが問うた質問と一緒にGCoM質問を含みます。これらは自治体のCDPスコアに寄与しますが、GCoM準拠に影響を及ぼすことはありません(すなわち、地方自治体排出量、エネルギー、輸送、食品、水セキュリティなどに関する質問)。

GCoM要件を除いて、質問書には最低情報要件はなく、自治体は希望する限り、あるいは入手できる限り詳細に記入できます。データの完全性を確保し、高いCDPスコアを獲得し、CDPの[自治体Aリスト](#)に掲載される機会を得るために、可能な限り多くの情報を記入することを自治体にお勧めします。GCoMバッジとAリストの違いを[こちら](#)に示しています。

CDP-ICLEI統一報告システムを通じたアクセスまたは報告の支援が必要な場合、どこに問い合わせできますか？

自治体はcities@cdp.netまたは地域のCDP問い合わせ先のいずれかに問い合わせできます。ICLEI自治体はICLEI地域問い合わせ先にも支援を求めることができ、carbonn Center - carbonn@iclei.orgは該当担当者に質問を転送できます。

情報源

外部情報源

情報源	詳細
世界首長誓約よくある技術的質問	GCoM署名者向けのよくある技術的質問
世界首長誓約CRF	GCoM 共通報告枠組み
世界首長誓約ガイダンスノート	CRFに付随する説明ガイダンス
CDPシティGCoMガイダンス	シティ2021質問書ガイダンス
ICLEI自治体報告に関するよくある質問	GCoMに報告するICLEI自治体向けのよくある質問
世界首長誓約への報告方法	報告とCRF要件に対する準拠達成に関するチェックリスト形式ガイダンス。
視覚的ハウツーガイド	CRFが問うた質問が質問書プラットフォームとどのように一致するかの視覚的概要

自治体向け詳細ガイダンス資料の総合的なリストについては、[世界首長誓約ガイダンスノートの付録3](#)もご覧ください。

問い合わせ先

ご質問は、CDPの世界首長誓約チームに連絡してください:

付録1: GPCに対するCRF排出源のマッピング

GCoM報告枠組みのセクターとサブセクター	含まれるか?		GPC (参照番号)
	直接排出量	間接排出量	
定置型エネルギー			
住居用建物	必要	必要	I.1.1, I.1.2
商業用建物および施設	必要	必要	I.2.1, I.2.2
企業のビルおよび施設	必要	必要	
工業用建物および施設	必要	必要	I.3.1, I.3.2, I.4.1, I.4.2
農業	必要	必要	I.5.1, I.5.2
一時的排出	必要		I.7.1, I.8.1
輸送			
舗装路	必要	必要	II.1.1, II.1.2
鉄道	必要	必要	II.2.1, II.2.2
水上輸送ナビゲーション	必要	必要	II.3.1, II.3.2
航空	必要	必要	II.4.1, II.4.2
未舗装路	必要	必要	II.5.1, II.5.2
廃棄物			
固形廃棄物処理	必要		III.1.1, III.1.2
生物学的処理	必要		III.2.1, III.2.2
焼却および野焼き	必要		III.3.1, III.3.2
廃水	必要		III.4.1, III.4.2
工業プロセスと製品利用(IPPU)			
工業プロセス	任意		IV.1.1

製品の使用	任意		IV.2.1
農業、林業、およびその他の土地利用(AFOLU)			
家畜	任意		V.1.1
土地利用	任意		V.2.1
その他のAFOLU	任意		V.3.1
エネルギー生成			
電力のみの生成	必要		I.4.4
CHP(熱電併給)発電	必要		
熱/冷却生成	必要		
地方の再生可能発電	任意	任意	